

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第 3 条第 6 項の規定により公示します。

名称	もてぎマルチワーク事業協同組合
住所	栃木県芳賀郡茂木町大字茂木 1 5 1 番地
代表者の氏名	古口 達也
事務所の名称	もてぎマルチワーク事業協同組合
事務所の所在地	栃木県芳賀郡茂木町大字茂木 1 5 1 番地
地区	栃木県芳賀郡茂木町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期限満了の日	令和 15（2033）年 2 月 23 日まで
法第 7 条の規定により付された条件	なし